

特別改善指導「暴力防止指導」(R7)について

矯正局成人矯正課処遇第二係法務専門官

島

崎

素

直

矯正研修所効果検証センター効果検証官

小

野

玲

華

矯正研修所効果検証センター効果検証官補

池

田

知

美

一 はじめに

皆さん御承知のとおり、令和七年六月一日から拘禁刑がスタートしました。刑事施設においては、個々の受刑者の特性に応じたきめ細やかな処遇をより一層推進していくこととなりましたが、この拘禁刑が始まるタイミングで、特別改善指導「暴力防止指導」(R7)が産声を上げ、暴力事犯者に対する新たな指導が開始されました。そこで、本稿においては、新たな特別改善指導である

「暴力防止指導」について、その新設の経緯や概要、具体的なプログラムの内容等を御紹介します。なお、本稿中の意見にわたる部分については、全て筆者らの私見です。

二 新設の経緯

(一) 前身である一般改善指導「暴力防止プログラム」の開発

平成一八年の刑事施設及び被収容者等の処遇に関する法律の施行時には、薬物依存離脱指導（R1）や性犯罪再犯防止指導（R3）などの「特別改善指導」とは異なり、暴力事犯受刑者に対する統一的な指導は設けられていませんでした。

しかし、例えば「再犯防止に向けた総合対策」（平成二四年七月二〇日犯罪対策閣僚会議決定）では、対人暴力等の問題性が大きい者への適切な処遇・指導を実施することなどが盛り込まれるなど、社会的な関心の高まりから、また、政府の方針としても、暴力の問題性を有する受刑者に対する指導を強化していくことが求められるようになってきました。

こうしたニーズ等を踏まえ、法務省矯正局において、暴力事犯者を対象とした統一的なプログラムを開発し、平成二六年度からは一部の刑事施設（平成二六年度当初は一四庁）において、一般改善指導「暴力防止プログラム」を実施することとなりました。

（二） 一般改善指導から特別改善指導へ

平成二六年度以降は、一部の施設において、統一的な

指導である暴力防止プログラム等を実施し、暴力事犯受刑者に対して、再発防止に向けた指導を行ってきました。

他方で、第一次再犯防止推進計画（平成二九年一二月閣議決定）、第二次再犯防止推進計画（令和五年三月閣議決定）などにおいて、対人暴力の問題を抱える者等に対する改善指導プログラムの充実を図ることが盛り込まれたほか、「矯正処遇等の在り方に関する検討会報告書」（令和四年七月）では、「暴力防止プログラム」は特別改善指導に改編し、標準プログラムの見直し及び実施庁の拡充を図ることの方向性が示されるなど、配偶者等暴力（以下「DV」という。）やストーカー、児童虐待といった個別の暴力の問題も含めた暴力事犯受刑者への処遇をより一層充実させ、全国的に展開していく必要性が強く認められたことなどから、「暴力防止プログラム」を改訂し、特別改善指導として「暴力防止指導」を実施することとなりました。

新設の際の変更点は様々ありますが、特に大きなポイントとしては、実施施設が全施設に拡充されたこと、暴力全般の問題を扱うプログラムに加え、児童虐待やDVといった個別の問題性に対応したプログラムを別に設け

たこと、の二点であると感じています。

三 暴力防止指導（R7）の概要

（一）構成等

暴力防止指導は、図1のとおり、暴力全般の問題を扱う「コアプログラム」と、児童虐待とDVの問題をそれぞれ扱う二つの「オプションプログラム」から構成されており、グループワークや個別課題等による方法で指導します。暴力防止指導の実施が必要と認められた受刑者については、基本的には全員に「コアプログラム」を実施することになりますが、さらに必要な者には、個々の問題に応じたオプションプログラムを受けさせることとなります。例えば、児童虐待とDVのいずれの問題も有している受刑者には、執行すべき刑期が短い場合などを除き、「コアプログラム」、「オプションプログラム（児童虐待）」及び「オプションプログラム（DV）」の三つのプログラムを行うこととしています。

（二）対象者や目標等

対象者は、殺人、傷害、傷害致死、暴行などの暴力事犯の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足がある者であり、この中には、オプションプログラムを行う必要がある「児童虐待」やDVの問題を有する者も含まれます。

こうした対象者に対して、認知行動療法やアンガーマネジメントの理論をベースに、自分の暴力のパターンを理解し、被害者に対する影響や自身の責任についても考えさせながら、暴力以外で適切に自分の考えや感情を表現するための具体的な方法を習得させる指導を行います。

さらに、各オプションプログラムでは、受刑者の暴力等の被害者である子どもや配偶者等、特定の相手との関わりについて振り返らせ、適切な関わり方や対処方法を習得させることも目標としています。



刑事施設における特別改善指導

暴力防止指導

地域社会とともに
開かれた矯正へ

■ 指導の目標

自己の暴力に至るパターンを理解し、自己の暴力及び事件による被害者に対する影響及び責任を認識させるとともに、適切に自己の考え及び感情を表現するための具体的な方法を習得させる。

- 対象者 暴力事犯の原因となる認知の偏り又は自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員、民間協力者
- 指導方法 グループワーク、個別課題等
- 実施頻度等 1単元60～90分
コアプログラム：10単元、標準実施期間 3～4か月
オプションプログラム※：各5単元、標準実施期間 各1～2か月
※「児童虐待」と「配偶者等暴力（DV）」の2種類

カリキュラム

コアプログラム			オプションプログラム					
1	オリエンテーション	受講の目的及び意義を理解させ、受講に対する動機付けを行う。	児童虐待	1	オリエンテーション	これまでの「養育」について振り返らせる。		
2	暴力のパターンを理解する	認知行動療法の基本モデルを理解させるとともに、同モデルに基づく自己の暴力のパターンを検討させる。		2	自分の「養育」を理解する	自己が受けた養育及び子どもへの関わりを整理させるとともに、不適切な関わりにつながる思考及び感情のパターンに気付かせる。		
3				3			子どもとの関わり方を考える	子どもに対する感情等に気付かせるとともに、適切な関わり方及び対処方法について検討させる。
4				4			再発防止に向けた今後の計画	子どもとの関わり方及び危機場面の対応など、再発防止に向けた具体的な方策を検討させる。
5	5	再発防止と今後の計画		5	再発防止に向けた今後の計画	子どもに対する感情等に気付かせるとともに、適切な関わり方及び危機場面の対応など、再発防止に向けた具体的な方策を検討させる。		
6	「感情」を理解する	暴力の背景にある感情及び気持ちにくい感情について整理させるとともに、暴力以外の表現方法について検討させる。	DV	1	オリエンテーション	これまでのパートナーとの関わりについて振り返らせる。		
7	「身体反応」を理解する	怒り及び身体反応について理解させるとともに、適切な対処方法を検討させる。		2	パートナーへの暴力を理解する	DVにつながる思考及び感情について整理させるとともに、暴力によらない適切な思考及び感情の伝え方を検討させる。		
8				3			パートナーとの対等な関係	パートナーに与えた影響等を振り返らせるとともに、対等な関わりについて検討させる。
9				4			再発防止と今後の計画	パートナーとの関わり方及び危機場面の対応など、再発防止に向けた具体的な方策を検討させる。
10	10	再発防止と今後の計画		10	再発防止と今後の計画	パートナーとの関わり方及び危機場面の対応など、再発防止に向けた具体的な方策を検討させる。		

図 1

四 プログラムの内容

(一) 改訂内容

前身の「暴力防止プログラム」(以下「改訂前プログラム」という。)は、認知行動療法やアンガーマネジメントの考え方を基に作成されていますが、対人スキル、親密な他者への暴力に関する心理教育等も盛り込まれており、暴力を振るうことがないような様々な観点から学習するプログラム構成(全一七単元)でした。

しかしながら、既述のとおり、児童虐待やDVといった個別の問題性等に対して、指導内容をより充実させる必要があったことから、プログラム全体の構成を見直し、暴力全般の問題について指導を行う「コアプログラム」、個別の問題性に対し指導を行う「オプショナルプログラム」の二段構成にすることとし、外部の有識者や協力庁との検討を行いながら、プログラムの改訂を行いました。プログラムの構成に係る主な改訂内容は図2のとおりですが、認知行動療法の考え方をベースに、コア

プログラムでは、序盤に暴力の定義等の心理教育や認知行動療法の「基本モデル」を学んだ上で、思考(認知)や感情といった認知行動療法の各領域の学習に入る構成としています。これらの基本となる考え方を学んだ上で、オプショナルプログラムにおいて児童虐待やDVといった個別の問題を扱う構成とし、指導内容を体系化しました。

また、改訂前プログラムでは、認知行動療法のモデルとして、「認知」を介在して「感情」、「身体反応」、「行動」が生じることを想定する「直線モデル」を採用していましたが、近年の動向や他の特別改善指導との連続性を考慮し、「認知」や「感情」等が互いに影響し合うことを想定する「相互作用モデル」を採用しました。

なお、プログラムで必ず扱う「テキスト」に加え、必要に応じて補足的に活用するための「資料集」を用意しました。改訂前プログラムで指導していた、ストレスマネジメントやアサーションといった具体的技法等については、内容の充実化を図った上で「資料集」に集約したほか、実践場面の検討を行うシナリオロールプレイ用の事例集、思考(認知)等の検討をより深めるための「自党史」等も掲載しました。

ました。最後の単元一〇では、プログラムのまとめとして、各単元で検討したことを踏まえ、再び暴力をしないための対処方法を整理した「再発防止計画」を作成させます。

(三) オプションプログラムについて

オプションプログラムでは、コアプログラムで学んだ「基本モデル」を基に、児童虐待やDVの問題についてそれぞれ検討を深めさせます。

ア オプションプログラム（児童虐待）

オプションプログラム（児童虐待）については、暴力の問題性を考えさせる以外にも、「養育」といった視点も扱う必要があったことから、子育てに関する心理教育に加え、対象者自身子どもに対し行ってきた養育だけでなく、それに影響を与えているかもしれない自身が親等から受けた養育をも丁寧振り返らせ、「養育」というテーマで自己理解を深めさせる内容としました。

プログラムの各単元は図3のとおりですが、具体的には、養育の振り返りを通じてプログラムの動機付け

暴力防止指導（オプションプログラム DV）

1	オリエンテーション
2・3	パートナーへの暴力を理解する
4	パートナーとの対等な関係
5	再発防止に向けた今後の計画
巻末資料※	指導全体の補完 暴力と平等を考える アサーション・様々な感情 対処法リスト・自分史

図4 暴力防止指導オプションプログラム（DV）の単元内容

暴力防止指導（オプションプログラム 児童虐待）

1	オリエンテーション
2・3	自分の「養育」を理解する
4	子どもとの関わり方を考える
5	再発防止に向けた今後の計画
巻末資料※	指導全体の補完 子どもへの好ましい関わり 感情の氷山・様々な感情 アサーション・対処法リスト・自分史

図3 暴力防止指導オプションプログラム（児童虐待）の単元内容

を図り、児童虐待に至った思考（認知）、感情等を分析し、「養育」に係る不適切なパターン等に気付かせ、自己理解を深めさせます（単元一から三まで）。その上で、子どもとの関わり方を具体的に検討させ（単元四）、最後に、再発防止に向けた対処法等をまとめた「再発防止計画」を作成させます（単元五）。加えて、再発防止策として、社会内の支援機関についても説明し、子育てに悩んだ際に一人で抱えず、支援機関を頼ることも選択肢の一つとして紹介しています。

イ オプションプログラム（DV）

DV加害者については、感情的に暴力行為に至った者がいる一方で、例えば、「パートナーに対して、自分の思い通りにする権利がある」などの偏った「思考」に基づいて暴力を選択した者等もいることから、パートナーとの過去の関わりを具体的に思い出させ、問題性を理解させるとともに、自分の考えや感情を適切に表現する方法を検討させることとしました。また、人によっては、自分の行為がDVであるとの認識がない者や、パートナー以外の人間関係では暴力を振るわない者などもあるため、「対等」なパートナーとの関わり

り方についても学ぶ内容としました。

プログラム各単元は図4のとおりですが、具体的には、DVとはどんな暴力か、また、その具体的な暴力の内容についても心理教育を行い（単元一）、DVにつながるやすい思考の「くせ」やパートナーに対する感情、相手に求めていたこと等を振り返らせ（単元二及び三）、自己理解を深めていきます。その上で、自分の暴力がパートナーに与えた影響を振り返らせながら、自分の考えや感情を適切に表現する方法、対等な関わり方等を検討・練習し（単元四）、最後に、パートナーへの暴力を繰り返さないための対処法を記載した「再発防止計画」を作成させます（単元五）。

（四）「再発防止計画」

いずれのプログラムでも、プログラムで考え、学んだことを踏まえ、再び暴力をしないための具体的な方法を対象者自身がまとめ、「再発防止計画」に落とし込んでいきます。この「再発防止計画」は、出所後にも対象者自身が活用できるように、原本又はその写しを、出所時に対象者に交付することとしています。また、刑事施設か

ら社会内への一貫性のある効果的な指導を行えるように、更生保護官署にも引き継ぐこととしています。

五 やむを得ない

刑事施設において、暴力の問題を有する受刑者に適切に暴力防止指導を実施していくことは、社会的要請に因應する重要な取組であることから、私たちはその指導内容を充実させていかなければならないと感じています。そのためには、実施上の課題等を適時に検討するとともに、時機を捉えて効果検証を実施し、必要な改訂を行うなど、より実効性のある指導としていくことが重要であると考えます。

また、暴力と一言でいっても、例えば、介護疲れによる暴力、飲酒や薬物摂取下での暴力、暴走族・暴力団同士の抗争、子どもや配偶者、ストーカー被害者等の特定の相手に対する暴力など、暴力に至るパターンは人によって異なります。様々なパターンの「暴力」の問題にアプローチできるようコアプログラムが作成されていますが、児童虐待やDVのように、特定の暴力の問題に焦

点を当てて、指導内容を組み立てた方がより処遇効果が高まるものがあるため、新たなオプションプログラムを開発していくことも検討する必要があります。考えられています。

いずれにしても、暴力防止指導は始まったばかりであり、まずは暴力防止指導を着実に、かつ、適切に実施することが優先されますが、上記のような不断の見直しを行いながら、暴力防止指導の充実を図っていくことにより、暴力事犯者の再犯防止施策が推進されることを期待しています。

最後に、本指導の改訂・開発につきまして、本田恵子教授（早稲田大学）、森田展彰准教授（筑波大学）から、多くの貴重な御助言と御示唆をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。